



## 消防法による防災用自家発電設備以外の 発電設備に対する保安規制(その1)

10月号では、消防法による防災用自家発電設備以外の発電設備に対する保安規制について紹介します。

### 生徒

消防法では、消防用設備等の非常電源として設置される防災用自家発電設備には、設備の構造・性能の基準はもちろんのこと、設置する際の設置場所の条件や各機器の保有距離が具体的に定められ、さらには設置後の維持管理として設備の定期点検とその結果報告が義務づけられています。

このように防災用自家発電設備に対しては、様々な保安規制が消防法上課せられますが、防災用以外の自家発電設備については、どのような保安規制が課せられているのでしょうか？

### 先生

防災用自家発電設備とそれ以外の自家発電設備の消防法令上の保安規制について、その概要を表1に示します。

表1 消防法及び火災予防条例による自家発電設備の保安規制の概要

	防災用自家発電設備	防災用以外の自家発電設備
構造等	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防法施行規則第12条 (屋内消火栓設備に関する基準の細目)</li> <li>消防庁告示第1号(自家発電設備の基準)</li> <li>火災予防条例(例)第12条 (内燃機関を原動力とする発電設備)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災予防条例(例)第12条 (内燃機関を原動力とする発電設備)</li> </ul>
設置条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防法施行規則第12条 (屋内消火栓設備に関する基準の細目)</li> <li>消防予第282号(非常電源(自家発電設備)試験基準)</li> <li>火災予防条例(例)第12条 (内燃機関を原動力とする発電設備)</li> </ul>	

	防災用自家発電設備	防災用以外の自家発電設備
届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防法施行規則第33条の18 (工事整備対象設備等着工届出書)</li> <li>・消防法施行規則第31条の3 (消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書)</li> <li>・消防庁告示第4号(非常電源(自家発電設備)試験結果報告書) …設置届出書に添付する。</li> <li>・火災予防条例(例)第44条 (※火を使用する設備等の設置の届出)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災予防条例(例)第44条 (※火を使用する設備等の設置の届出)</li> </ul>
検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防法施行規則第31条の3 (「非常電源(自家発電設備)試験基準」による消防機関の完成検査)</li> </ul>	—————
点検・報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防法施行規則第31条の6 (消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告)</li> <li>・消防庁告示第14号 (非常電源(自家発電設備)点検基準及び点検票)</li> <li>・消防予第172号(非常電源(自家発電設備)点検要領)</li> <li>・消防庁告示第9号 (消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書) …非常電源(自家発電設備)点検票を添付する。</li> </ul>	—————
危険物申請等	(指定数量以上の場合) <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物の規制に関する規則第4条(設置の許可の申請書の様式及び添付書類) 危険物貯蔵所等設置許可申請、危険物貯蔵所等完成検査申請</li> </ul> (指定数量1/5以上指定数量未満の場合) <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災予防条例(例)第46条(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等) 少量危険物等貯蔵・取扱い届出書</li> </ul>	

※「火を使用する設備等の設置の届出」が必要な発電設備は、固定して用いるものに限定される。

## 生徒

防災用以外の自家発電設備の保安については、消防法令ではなく火災予防条例(例)の規定が適用されるとのことですが、この火災予防条例(例)とはどのようなものでしょうか？

## 先生

火災予防に関する事項のうち、法の委任を受けたものや、地域的な事情により必要とされるものは、各市町村の火災予防条例で定められます。

火災予防条例(例)は、各市町村が火災予防条例を制定する際のモデルとして国(消防庁)が示したもので、各市町村はこの火災予防条例(例)を参考に、「火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準」及び「指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等」等を火災予防条例において定めます。

したがって、消防法により消防用設備等の非常電源として設置される防災用自家発電設備以外の自家発電設備は、「火を使用する設備」として火災予防条例(例)に基づき定められた各市町村の火災予防条例で規制されます。